

# 税務調査でチェックされる 「債権と債務①」

週刊税務通信2020年11月30日号No.3632「税務調査を乗り切るポイント」愛知吉隆著より

## 売掛金・未収入金

### ①計上漏れ

売掛金は、得意先別ごとに前年との比較残高の増減を確認し、大きな増差があればその理由を確認します。売掛金の相手先が多い場合は、金額の大きいところや会社との関係の深いところを中心に調べます。

未収入金は、受取賃料やリベート(仕入割戻し)等毎年計上されるべきものが計上されているか？また、決算日以降(翌期)に入金があるものについて内容を確認し、益金計上時期が正しいかをチェックします(下記表参照)

仕入割戻し(リベート)の契約等の内容	仕入割戻し(リベート)の計上時期
算定基準が、購入価額又は購入数量に基づき、契約その他の方法で明示されているもの	購入した日の属する事業年度
上記以外	割戻額の通知日の属する事業年度

### ②残高の不一致

売掛金の「管理資料(売掛金台帳、得意先元帳等)の金額」と「帳簿(決算)残高の金額」の整合性があります。

不一致の例 …互いにシステム連動しないで独立した管理を行っている場合に、(1)値引きや返品処理の失念、(2)二重計上、(3)現金売上との混同、(4)債務(買掛金等)との相殺処理の失念など。

「帳簿残高」が正しい⇒◎(問題なし)。「管理資料」が正しい⇒×(修正)

※売掛金(売上)が間違っていた場合、その原因の発生時期が法人税法上の時効(原則申告期限から5年)を経過 ⇒ 売上の漏れがあっても課税されない、売上過大として減額(損金計上)も認められないので注意

## 貸付金・仮払金

### ①貸付金利息

利率は当事者間で自由に設定できますが、法人が貸し手の場合は、適正な利率(法定利率3% or 市中金利 or 金融機関の平均調達金利など)より低い利率の場合、差額が問題(交際費・寄付金・給与等)となります。調査では、利息の有無と利率を確認します。

会社⇒個人に貸付け…利率は原則1.6%(H30年～)が基準となり、それ以下の利率だと差額が給与の対象。

個人⇒会社に貸付け…利息を受け取らなくても課税上の問題なし。

### ②実質的な貸付金

調査では、仮払金等の科目でも貸付金と同様に見なされるモノがないか確認します。経費等の一時的な仮払金で、必ず清算されるものであれば問題ないが、「目的がはっきりしない」「長期にわたり清算されない」ものは、実質的な貸付金とみなされる場合があります。仮に、借入金と仮払金(貸付金含む)の両建て(債権債務の両建て)であっても、決算までに未精算の物がある場合は、相殺を含めて清算の処理を行うようにして下さい。

【今月の経営格言】 営業の仕事は「狩り」ではない。お客様のお力をお借りしよう by 田中敏則(元積水ハウス営業マン)

営業の仕事、狩猟のように思っている方がいます。その土地から得るものが無くなれば、次の土地の獲得を目指し、移動します。目の前には常に「荒野」が広がるイメージです。一方で、ご紹介営業は、一定の広さがある土地の中で、作物を植え付け、毎年安定的に収穫していく定住生活のようなものです。目の前には常に「豊穡な大地」が広がるイメージです。お客様から何とかして紹介してもらおうという意識よりも、お客様の力をお借りして、良い商品を買いたいと願っている人に引き合わせていただく意識を持つのです。 「日本一住宅を売っている営業マンの営業の手帳」より